

# 寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）の策定方針（案）

---

## 1. 計画策定の目的

---

障害者自立支援法では、すべての市町村が、3年を1期として必要となる障害福祉サービス等の確保のための方策を定める障害福祉計画を策定することとされています。本市でも、平成19年3月に第1期、平成21年3月に第2期の「寝屋川市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実や、自立支援協議会をはじめとする障害福祉サービス等を推進するしくみづくりに取り組み、第2期計画の期間中には新体系のサービスへの移行が完了する見込みとなっています。

また、第2期計画からは、障害者支援の基本方針である「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を効果的に実現していくための計画と位置づけ、社会情勢や課題等に応じて重点的に取り組む事項等も盛り込んで、市民、関係団体、事業者等の協力を得ながら、連携して推進を図っています。

一方、国レベルで抜本的な障害者制度改革の検討がすすめられており、障害者自立支援法は廃止されることとなっていますが、障害福祉計画は平成24～26年度を期間とする第3期計画を策定することとされています。

また、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」が本年3月に改定されたことから、まちづくりの新たな方向性をふまえた障害者支援の推進が求められています。

こうした状況をふまえ、障害者制度改革において検討されている新たな考え方や本市がめざす新たなまちづくりの方向性をふまえつつ、市民のニーズに的確に対応する障害福祉サービス等を的確に提供していくための方策や、障害者長期計画に基づく障害者支援を効果的に推進していくために重点的に取り組む事項を定めるよう、第3期の障害福祉計画を策定します。

---

## 2. 計画の位置づけ

---

この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、国や大阪府が作成する基本指針をふまえつつ、本市のまちづくりの基本方針である「第五次寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」との整合性にも配慮して策定します。

また、「寝屋川市障害者長期計画（第二次計画）」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等も定めます。

### 3. 計画の期間

この計画は、平成24～26年度までの3年間の計画として策定します。

ただし、障害者制度改革の検討において「障害者総合福祉法(仮称)」に基づく新たな制度が平成25年8月までに実施されることとされているため、期間中に見直すこととなる可能性があります。

### 4. 計画の策定方法

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画」と的確に連動して策定・推進していくよう、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまるとともに、「寝屋川市地域自立支援協議会」の意見を聴いて策定します。

また、市民や当事者の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、ニーズ等を把握するためのアンケート調査や事業者・関係団体等へのヒアリング等を実施し、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」での協議に反映していくものとします。

#### 計画策定の概要スケジュール

	平成23年						平成24年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現況と課題の整理	○		→				(ヒアリング、自立支援協議会での意見集約等も実施)		
サービス見込量等の推計			→						
サービス推進方策等の検討			→						
重点的に取り組む事項等の検討	→		→						
計画の作成					○		→		
パブリックコメントの実施							→		
推進委員会の開催	①		②		③				④